

杉並少年ラグビースクール規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本校は、「杉並少年ラグビースクール」(以下、本校、という。)と称し、呼称として「杉並ラグビースクール(英文名:Suginami Rugby School)」とすることができる。

第2条 (目的)

本校は、ラグビーを通じて会員の健全な身体・精神を養うと共に、互の親睦を図ること並びにラグビーを通じた地域活動への貢献を目的とする。

第3条 (会員)

本校の会員は、原則として幼児・小中学生の男女を以って組織する。

第4条 (所在地)

本校の所在地は、東京都杉並区和田2丁目15番19号に置く。また、本校の事務局は、東京都杉並区荻窪5丁目13番5号に置く。

第5条 (活動)

本校は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 週一回程度の定期的な練習を行う。
- (2) 公式・非公式の試合に参加する。
- (3) その他、本校の運営上並びに地域貢献が必要とされる活動を行う。

第二章 役員

第6条 (役員構成)

本校に次の役員を置く。顧問 若干名・校長 1名・監督 1名・代表主務 1名・父母会長 1名・ヘッドコーチ 1名・コーチ 若干名・事務局(会計責任者を含む) 若干名・各行事運営委員 若干名

第7条 (役員の任期)

任期は一年とし、再任は妨げない

第8条 (役員の選出)

役員は総会において選出する。

第三章 機関及び運営

第9条 (機関)

本校に、総会・役員会・コーチ会を設置する。

第10条 (総会)

- (1) 総会は、本校の最高決議機関であり、毎年一回校長が召集する。ただし、校長が必要と認める時、または、総会構成員の5分の1以上の請求があった時は、臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会の構成員は、会員の父母又は保護者及び役員とする。
- (3) 議決は出席者の過半数を以って決し、執行は役員会に委譲される。

(4) 決議事項

- ① 前年度決算 ② 役員を選出 ③ 当年度予算 ④ スクール運営・会員指導方針
- ⑤ 今年度活動予定 ⑥ 規約の変更 ⑦ その他、校長が認める重要な事項

第11条 (役員会・コーチ会)

- (1) 役員会は本校の役員をもって構成される。目的は、スクール運営方針を定め、総会に上程する議案の決議を行うこととする。
- (2) 役員会の傘下に、コーチ会を設ける。役員により構成され、コーチ会参加者は監督又はヘッドコーチにより指名される。目的は、総会にて決議されたスクールの運営方針に基づき、会員指導及びそれに関連する活動の執行方法を決定することとする。
- (3) 役員会・コーチ会は校長が必要と認める都度召集する。

第四章 会計

第12条 (会費)

本校の運営は、会費を以って行う。

(1) 会費

入会金 1,000円、月額 1,200円を納入する。幼児は、月額 600円を納入する。尚、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

(2) 徴収の方法

半年分を4月(4月分より9月分)及び10月(10月分より3月分)に、当校指定の金融機関口座に振り込むものとし、特段の事情があるものに対しては考慮するものとする。なお、1年分をまとめて納付することを妨げない。

会費支払済みの期間内に退校したものに対しては、支払い者の請求に基づき、過払い期間に該当する会費を返金する。

第13条 (会計報告)

事務局は、毎年、総会で前年度の収支を報告しなければならない。なお、決算は、毎年3月31日とする。

第五章 慶弔

第14条

- (1) 会員並びに役員の血族第二親等までの者の死亡の場合、弔電及び香典5千円をおくる。
- (2) 慶事(結婚・卒業・出産その他)また、病気見舞い等に関しては、役員会に図ったうえで特別の支出をすることができる。

第六章 個人情報

第15条 (個人情報)

会員及び会員の父母・保護者に属する個人情報の保管者並びに保有者を定め、その管理者並びに保管者は、当該情報の管理を厳重に行い、本校活動の目的以外に使用してはならない。

第16条 (個人情報の使用)

第15条に定める個人情報を本校活動での使用以外で外部に提供または使用する場合は、予め会

員の父母・保護者に了解を得た上で行わなければならない。但し、次の場合は除く。

- ① 公的機関（国または地方自治体等の諸行政機関・日本、関東または東京都ラグビー協会等）
- ② 公的機関の外郭団体（杉並スポーツ財団、杉並文化交流協会・自衛隊各駐屯基地等）

第七章 その他

第17条（解散）

本校を解散する時は、総会の決議をもって行う。尚、解散時における本校資産は、全額を日本ラグビー協会に寄贈することとする。

第18条（規約の施行）

改正後の本規約は、平成27年4月1日より施行する。

付則：

施行 昭和60年10月

改正 平成5年5月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成21年1月25日

改正 平成27年3月1日

改正 平成27年4月1日